

## 香取市水道事業告示第6号

香取市水道事業公営企業会計システム更新公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和6年9月26日

香取市長 伊藤友則

### 1 概要

- (1) 業務名  
香取市水道事業公営企業会計システム更新業務
- (2) 業務内容  
会計基本システム、固定資産管理システム及び企業債管理システム更新
- (3) 契約の方法  
公募型プロポーザル方式による随意契約
- (4) 納入場所  
香取市玉造734-1 玉造浄水場管理本館
- (5) 導入形態  
リース方式（保守含む）
- (6) 履行期間  
契約締結日から令和12年3月31日まで
- (7) 賃貸借及び保守期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- (8) 提案上限額  
21,635,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 2 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、公告日現在において、次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
  - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出締切日前6ヶ月以内に手形又は小切手を不渡りした者。
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
  - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法

に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

- (2) 令和6、7年度の香取市入札参加資格者名簿の委託部門、情報処理に掲載されていること。
- (3) 本市との契約及び契約を履行するものは、千葉県、茨城県、埼玉県、神奈川県、東京都に所在する本社（本店）又は支社（支店）若しくは営業所であること。
- (4) 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年香取市告示第149号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会指定のプライバシーマークの認証を取得していること。
- (6) 令和元年度以降に全国の水道事業体へ公営企業会計システムの稼働実績があること。（令和6年3月時点で仮稼働中のものを含む。）

### 3 参加申請等に関する事項

本プロポーザルへの参加申請等は、下記により行うものとする。

#### (1) 参加申込方法等

##### ① 提出期間

令和6年9月26日(木)から令和6年10月15日(火)午後5時まで

##### ② 提出方法

持参又は郵送等

持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

郵送等の場合は、提出期限までに必着することとし、配達した記録が残る方法で提出すること。

##### ③ 担当課及び提出場所

〒287-0041

千葉県香取市玉造734-1（玉造浄水場管理本館）

香取市建設水道部水道課経理班

電話 0478-55-8383

E-mail [suido2@city.katori.lg.jp](mailto:suido2@city.katori.lg.jp)

##### ④ 提出書類

参加申込等に必要な書類は、香取市ホームページにて電子データを公開するので、ダウンロードして作成すること。なお、郵送等はしない。

(<http://www.city.katori.lg.jp>)

#### (2) 質問書提出及び回答方法等

本プロポーザルに対する質問がある場合は、第4号様式を電子メールにより提出すること。

① 提出期限

令和6年10月2日（水）午後5時まで

② 提出先

香取市建設水道部水道課経理班

E-mail suido2@city.katori.lg.jp

③ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年10月4日（金）までに、香取市ホームページにて行う。

#### 4 提案の審査に関する事項

審査は、香取市水道事業公営企業会計システム更新プロポーザル審査委員会において、提出書類審査、プレゼンテーション及びデモンストレーションを実施し、総合的に審査し、優先交渉権者を選定する。

なお、契約は令和6年11月下旬を予定している。

#### 5 その他留意事項

- (1) この公告のほか、「香取市水道事業公営企業会計システム更新公募型プロポーザル実施要領」及び「香取市水道事業公営企業会計システム更新に係る基本仕様書」を参照すること。
- (2) 提案に係る一切の費用は、提案参加者の負担とする。
- (3) 提出書類等は返却しない。又、提案者に断りなく他自治体等に公開又は配布しない。
- (4) 選定審査の経過及び結果や理由等に対しての問い合わせには応じない。又、これらに対して一切の異議申し立てをできないこととする。